5．公共図書館の戦略

指定管理制度導入図書館の運営とサービスを中心に

潮来市立図書館　船見 康之、坂本 栄子

1.公共図書館を取り巻く状況（指定管理者制度を中心に）

1.1 指定管理者制度導入の現状について

(1)「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2013 年調査（報告）」

（日本図書館協会）

2003 年に地方自治法が改正され（6 月成立，9 月施行），第 244 条の 2 第 3 項～第 11 項で指定管理者制度が定められた。幾度かの改正や様々な議論がされているが、現在までの導入状況は以下である。

・日本の市町村立図書館数：3,248 館（「日本の図書館　統計と名簿 2013」より）

内）2012 年までに導入：　333 館（導入率 10.3%／前年比 37 館増）

2013 年導入予定：　55 館（仮導入率 11.9%）

・（業者の種類）　民間企業：240 館　公社財団：45 館

ＮＰＯ　：37 館　その他　：11 館

・（年度別導入図書館数）

～2005 年度：11 館、2006 年度：58 館、2007 年度：49 館

2008 年度：47 館、2009 年度：52 館、2010 年度：61 館

2011 年度：18 館、2012 年度：37 館

＊2006 年度は市町村立図書館 2,999 館に対して 69 館（導入率 2.3%）となっており、2012 年度までに導入した図書館の導入率と比較し、約 4.5 倍近く伸びている。

＊全体の 1 割を超えてきている。

(2) 指定管理者制度導入のメリット、デメリット

＊これまでの経験をもとにまとめてみた。

自治体	【メリット】 ・公募選定により競争原理による管理コストの削減が図れ、結果として行政経緯の削減が期待できる。 ・民間ノウハウにより施設の管理に要する経費の削減が期待できる。また、住民サービスの質の向上と新サービスが期待できる。
	【デメリット】 ・自治体の図書館政策に基づく運営が遵守されているかのチェック手法や組織が必要になる。（中立性と運営の保険、サービス低下など） ・民間ノウハウの蓄積と維持、住民協働（ボランティア）に不安がある。

利用者	【メリット】 ・住民サービスへの質の向上が期待できる。 ・施設運営面での利便性の向上が期待できる。	
	【デメリット】 ・住民要望や意見への対応について、業者の業務代行により、反映できるか不安がある。 ・図書館そのものの自立性と独立性への担保が確保できるか不安がある。	
業者	【メリット】 ・社会的認知度の向上とビジネスマーケットの拡大が期待できる。 ・ノウハウを活かした経営と新たなる蓄積。	
	【デメリット】 ・事業収益の見込み減と経営努力が必要。（人件費の確保等） ・競争原理による価格破壊。	

（反対理由～これまでの議論を参考にまとめてみた～）

・コストカットが最大の目的でサービスの水準が低下する。

・事業の継続性が確保できない（契約期間の存在）

・職員の身分が不安定になる。

・企業としての採算性に無理がある。（収益や報償がみこめない）

・特定企業への依存の永続化。評価制度が曖昧。

・自治体・行政との意思疎通の衰退。

（賛成理由～導入した図書館の理由をまとめてみた～）

・民間ノウハウを活用したサービスの向上。

・運営コストの削減。

・予算に左右されない流動的な支出。

（現場からの経験、視察対応をしてきた経験からの考察）

・司書の専門性が低下する一つの要因がコストカットにある。

⇒低価格競争、利益確保が現場で働くスタッフの人件費に影響する。

⇒自治体の司書職として採用された職員の次なる配置先。

・人材確保が厳しくなれば、サービスの水準は低下する。

＊指定管理者制度を導入している図書館でよく見受けられるのが、開館時間の延長や休館日の削減である。これらを実現するために人材を多く雇うが、人件費を抑えるため、パートやアルバイトとして低賃金で雇うケースは珍しくない。このような結果、現場でのサービス運営に影響がでて司書の専門性低下や制度そのものの議論につながっていると考えている。これらの問題は、直営図書館であっても同様である。

＊コストカットが前提となる指定管理者制度導入は反対。図書館の理念やサービス目

標（ミッション)、地域社会の価値を高めるための図書館政策、これらを実現するための一つの方法論として指定管理者制度を議論・評価し、導入の可否を判断することが必要と考えている。

1.2　指定管理者制度を検討するための視点と課題

（1）制度上の課題　・図書館政策の決定と運営主体との分離。
・技術や技能の蓄積、人材育成。
・独自の収入源。（民間企業）
・経営力の育成、公益法人改革による生き残り（ＮＰＯ、公社財団）

（2）利用者への課題　・個人情報の懸念
・市民の施設という意識

（3）導入にあたっての留意点（※総務省自治行政局長通知を参考）
・公共性、専門性の確保　・業務水準の維持、確保
・専門職員の確保　・経費の適切な見積もり（インセンティブの確保）
・適切な評価システムの確保　・設置目的、図書館像の共有

＊委託導入までのプロセスの確立と、やはり評価制度、“自治体発信の図書館政策”が必要

2. 基準や指針から考える図書館サービス

2.1「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成２４年１２月改正）

＊図書館法の改正（平成２０年）
＊社会の変化や新たな課題への対応の必要性
・図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化
・指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化
これらを受けて改正された。

【主な改正内容】
（1）図書館法の改正を踏まえた規定の整備
・基準の対象に私立図書館を追加
・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供

（2）図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備
・知識基盤社会において、地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
・図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力
・レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実
・児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応し

たサービスの充実、施設・設備の整備

（3）図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

・図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定

・管理を他者に行わせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保

・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等

・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等

（4）その他

・著作権等の権利の保護に関する規定を追加

・危機管理に関する規定を追加

・図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加

2.2「これからの図書館像−地域を支える情報拠点をめざして−（報告）」（平成１８年）

＊一部抜粋

2．これからの図書館サービスに求められる新たな視点

（1）図書館活動の意義の理解促進

（2）レファレンスサービスの充実と利用促進

（3）課題解決支援機能の充実

（4）紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備

（5）多様な資料の提供

（6）児童・青少年サービスの充実

（7）他の図書館や関係機関との連携・協力

・図書館間の連携・協力

・行政部局、各種団体・機関との連携・協力

（8）学校との連携・協力

（9）著作権制度の理解と配慮

＊常に変化していく社会に合わせて、図書館へのニーズも変化している。

＊それらの問題や課題を解決する支援策として様々なサービスが特化されてきている。

重要なことは・・・

１．社会基盤としての図書館

安心・安全で豊かな生活を営むためのリスク軽減や利便性を追求した情報提供を行う仕組みを有する図書館。

２．サービス機関としての図書館

従来の保存機能ほか、教育機能や情報提供機能を有する図書館。

３．社会の場としての図書館

人と人、人と情報（資料）の出会う場。地域密着。

・ビジネス支援サービス：起業支援、就職支援、各種産業支援
・法情報サービス：社会生活のリスク軽減につながるための支援
・医療健康支援サービス：特化した医療関連資料、闘病記文庫
・児童サービス：読書推進事業、本と読書の新たな楽しみ親しみを提供するサービス
　　　　　　　　青少年サービス、家読、子ども司書、読み聞かせ、ブックスタート
・電子資料サービス：電子書籍資料の提供
・市民協働：ボランティアとの連携
・学校連携：資料（本）の団体貸出に代表されるサービス
・利用促進、啓発サービス：図書館活用講座（利用案内など）、図書館カフェ
・生涯学習支援サービス：文学講座、各種セミナーなど
・子育てサービス：読み聞かせ、子育て広場等の施設提供
・大学連携：サイエンスカフェ（出前講座）の利用
・多文化サービス、宅配サービス、移動図書館
　・・・・・ほかにもいろいろあります。

資料（本、雑誌など）の提供だけにとらわれないサービスが実施されている。

3.潮来市立図書館の紹介

3.1 沿革

・平成 18 年 5 月に県内 52 番目の図書館として開館。
　（市政 5 周年事業。空き校舎を改築）
・開館当初より、一部業務委託を採用。（窓口のみ）
・平成 22 年 4 月より指定管理者制度を採用。

3.2 図書館のサービス目標

（サービスの基本原則）

・本と人が出会うサービスの４つの広場づくりをめざして

①知識のひろば

「市民に必要とする資料を提供できる」環境づくり。

②情報のひろば

市民と資料の橋渡しをする「レファレンス・サービス(調べものの支援や相談）の役割。

③文化のひろば

地域（市民）の文化活動を支援したり、文化事業を開催し、地域文化を育む。

④地域のひろば

市民の憩いの場、くつろぎの場、交流の場。人が集まり、人と人が交流できる「地域のひろば」のような環境づくり。

（サービス目標／ミッション）

①多様な図書館サービスの充実

- レファレンスサービス
- 多様な利用者層に応じたサービス（特に児童サービス）
- 学習機会の提供
- 市民ニーズに沿った図書館運営（ボランティア参加促進）
- 課題解決支援・情報提供機能の充実
- 電子情報の利用によるハイブリッド図書館の整備

②図書館資料およびネットワークの強化

- 図書館資料の充実
- 学校図書館との連携および支援
- 広域ネットワークの整備

3.3 潮来市立図書館の指定管理者制度

4.潮来市立図書館のサービス（特化したもの、新規事業等を中心に）

(1) ビジネス支援事業

図書館としては、レファレンスの一部として相談支援を行っている。

a. 起業経営無料相談会（毎月第4日曜日開催）

内容：起業を考えている方、経営者の方、ビジネス上で問題を抱えている方へ、会社設立、事業計画、経営戦略などの様々な課題にアドバイスをする。

連携：茨城県中小企業診断士協会、潮来市商工会、潮来市観光商工課、図書館

＊商工会企画による資格取得講座など、図書館を会場として開催。

＊今年度より、ビジネスセミナーを開催。

b. 就職無料相談会（毎月第4水曜日開催）

内容：就職希望者からの相談受付、事業主からの求人相談
求人情報閲覧（正社員、パートアルバイトなど）、職業適性診断
キャリアカウンセリング、職業紹介

連携：鹿行地区就職支援センター、潮来市観光商工課、図書館

＊関連事業として、就活スキルアップセミナー（年4回）を開催。

c. 雑誌スポンサー事業

内容：雑誌購入代金を事業主さんに負担してもらう。図書館では、事業者の広告配布やＰＲを行う。雑誌スポンサーの代金は、学校用図書の購入費となる。

連携：潮来市商工会、潮来市観光商工課、図書館、事業者

＊当館のビジネス支援事業は、個人の課題解決のほか、地域振興を基本としている。

(2) 子ども司書講座

本が好きで読書に興味・関心が高い子どもたちを中心に、司書についてのノウハウを習得し、友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝えるリーダーを育成する。

＊平成 24 年度から実施を開始。第 1 期生は 15 名。第 2 期生は 7 名。

＊平成 26 年度は第 3 期として開講。13 名の参加。

（平成 26 年度カリキュラム）

	日程	講座内容
第1回	5月25日	開講式、図書館サービスの説明、図書館探検 オリエンテーション（自己紹介、講座の説明）
第2回	6月15日	本の分類、整理、配架、貸出、返却について
第3回	7月20日	本の利用方法（検索やレファレンスについて） 司書体験（窓口サービス）
第4回	8月3日	司書体験（窓口サービス）
第5回	8月17日	司書体験（本の選書、登録）
第6回	9月14日	司書体験（本の装備、修理）
第7回	10月19日	司書体験1（ポップ作成、ディスプレイ）
第8回	11月16日	司書体験2（ポップ作成、ディスプレイ）
第9回	12月21日	読み聞かせ・おはなし会について（選書・実技）
第10回	1月18日	子ども司書によるおはなし会 閉講式、修了式（認定証授与）

（各回の講座の報告）

各回の講座終了後に、学習内容や受講の写真を新聞にまとめ、参加および保護者に配布するほか、館内、図書館ホームページで閲覧できるようにする。

（認定された子ども司書）

・図書館子どもだよりへの書評掲載。

・図書館ボランティアとしてイベントに参加（おはなし会などのイベント）

・子ども司書講座へ先輩司書として参加し講座をフォローアップする。

(4) 学校支援事業

読書推進の一環であるとともに、本と人、読書の新たな楽しみ方の提供をする。

a. 学校巡回貸出事業

内容：本を子どもたちが身近に活用できるように様々なジャンルからセットリストを作成し、各学校へ貸出するもの。読書推進計画を促進する目的もある。市立図書館の子どもホームページにてＰＲ。

対象：潮来市内各小中学校（10 校）

搬送方法：市立図書館スタッフが巡回搬送。二ヶ月毎に搬送。

連携：教育委員会、市立図書館

b. 学童クラブ向け事業

内容：夏期、冬期の長期休み期間に、市内各学童クラブに出向き読み聞かせと工作を行う。 団体貸出も行い、事前に指導員へ通知をし申込みを受けている。

c. 読書記録ノートの配布

内容：読書への親しみと興味を育むことを目的とする。市内小学校１、２、３学年生を対象に「読書記録ノート」を配布。一定冊数読破した児童には、賞状を授与。

配布方法：各学校へチラシ（引換券付）配布。

ノートを受け取りたい児童のみ後日図書館へ来館する。

ノート：１冊につき、５０冊分の読書記録をつけられる。

おすすめ本（図書館オリジナル選書）を合わせて配布

（小学１年生）

・図書館デビューと位置づけ、読書や本とのふれあいに重点を置く。

（小学２年生）

・「本を読んで茨城を旅しよう！」として、茨城県（市町村）の地図が印刷された台紙に、５冊ごとに１つの市町村を塗りつぶしていく。

・計２５０冊読んだら（読書ノート５冊分）茨城県制覇。

（小学３年生）

・「本を読んで日本を旅しよう！」。台紙は日本地図。５冊ごとに１つの都道府県を塗りつぶしていく。

・計２５０冊読んだら（読書ノート５冊分）日本制覇。

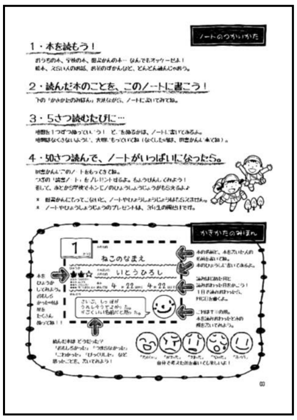

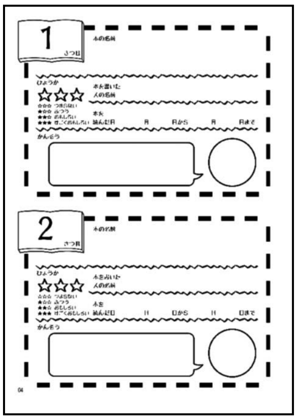

d.その他

・選書の相談、学校図書館整備の相談。

・「図書館利用の手引き（生徒版・教員版）」による図書館サービスの案内。

・職場体験や施設見学の積極的な受け入れと指導カリキュラムの提案。

(5) 他機関の出前講座の活用

a. おもしろ理科先生派遣事業（科学実験講座）

内容：様々な科学実験講座を通して、子どもたちの興味関心の向上を図る。講座のほか、本の紹介もある。

連携：茨城県教育庁生涯学習課（鹿行生涯学習センター）

＊基本は、子ども向けの事業ではあるが、親子で楽しめて学習できると好評。

b.茨城県立歴史館出前講座

内容：落款づくり（ハンコ作り）講座の開催。たいへん好評で年 2 回実施している。

連携：茨城県立歴史館

c. 安全安心くらしのセミナー

内容：悪質商法を中心に事例の紹介と対策を学習する。一般成人向けの講座

連携：茨城県消費生活センター

(6) 鹿島アントラーズコーナー／図書館海援隊サッカー部

・平成 22 年 5 月に鹿島アントラーズコーナーを設置。

・ホームページに資料紹介やチーム情報（ニュース）が閲覧できるコンテンツを公開。

・図書館海援隊サッカー部としての活動。

(7) WEB サービス

a.雑誌新着記事速報

内容：図書館で所蔵する雑誌の最新号について、記事内容を確認できる。

JavaScript と Google AJAX Feed API を使用。データは国立国会図書館の雑誌記事索引 RSS と株式会社富士山マガジンサービスの目次新着情報「fujisan RSS」を利用。（許諾必要）

b.茨城県・潮来市のニュース速報

内容：API プログラムを利用し、茨城県と潮来市をキーワードにしてネットニュースの速報および記事を表示するもの。

（8）**企画事業**

a.ミステリーバッグ

内容：本の福袋という意味で世代ごとに図書館員おすすめの本を詰めたバッグを用意し貸出をする。年４回開催。

b.おはなし博士検定

内容：子どもに親しみやすいクイズ形式で本に触れあってもらい読書推進を図る。幼児～小学校低学年向けに絵本からの問題８問、小学校中・高学年向けに読み物・調べ物に関する問題を８問設定。正解数によりメダル授与。

c.ＹＡ朝のブックガイドコーナー

内容：読書推進向上にむけたサービス。特に中学生・高校生をターゲットに設定。小説以外に、教養書や実用書も多ジャンルで選書

d.ＰＯＰ（ポップ）コンテスト

内容：中高生にオススメの本を POP 形式で紹介。中高生同士または大人から本の紹介を行うことによって、中高生世代に「自分の知らない新しい本との出会い」や「新たな読書体験」をしていただく。

e.文学講座

内容：作家やタレントによる絵本ライブを開催。

5.これまでのサービスを振り返って

・図書館員、図書館同士のつながりが大きな力になっている。

・外部機関との連携が不可欠なことが多い。

＊様々な機関と連携をすることで、図書館に対する理解も深まる。

＊連携することで得られる知識や経験が新たな事業への糧にもなる。

・個々の能力よりも組織として協調することの重要性を認識。

・積極的にアピールしていくことで、結果として地域を巻き込んでいく。

＊地域からの歩み寄り（ニーズ）が増える

＊これまでのサービスには、指定管理者制度を導入したから実現できたというものがない。しかし、無理に追求しても意味がない。何のための図書館か？誰のための図書館か？理念や目標を明確にし、提供していくことが重要であるし、「場」としての図書館の価値を高めていくことが重要になる。

平成２６年度大学図書館職員長期研修

公共図書館の戦略

平成２６年７月３日（水）

筑波大学春日エリア　情報メディアユニオン

潮来市立図書館　船見 康之、坂本 栄子

1.公共図書館を取り巻く状況（指定管理者制度を中心に）

1.1指定管理者制度導入の現状

(1)「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2013年調査（報告）」日本図書館協会）

・日本の市町村立図書館数：3,248館（「日本の図書館」より）

内） 2012年までに導入： 333館（導入率10.3%／前年比37館増）

2013年導入予定： 55館（仮導入率11.9%）

・（業者の種類） 民間企業：240館、公社財団：45館

ＮＰＯ ： 37館、その他 ： 11館

・（年度別導入図書館数）

～2005年度：11館、2006年度：58館、2007年度：49館

2008年度：47館、2009年度：52館、2010年度：61館

2011年度：18館、2012年度：37館

1.1指定管理者制度導入の現状

(2) 指定管理者制度導入のメリット、デメリット

自治体	【メリット】 ・公募選定により競争原理による管理コストの削減が図れ、結果として行政経緯の削減が期待できる。 ・民間ノウハウにより施設の管理に要する経費の削減が期待できる。また、住民サービスの質の向上と新サービスが期待できる。
	【デメリット】 ・自治体の図書館政策に基づく運営が遵守されているかのチェック手法や組織が必要になる。（中立性と運営の保険、サービス低下など） ・民間ノウハウの蓄積と維持、住民協働（ボランティア）に不安がある。

1.1指定管理者制度導入の現状

利用者	【メリット】 ・住民サービスへの質の向上が期待できる。 ・施設運営面での利便性の向上が期待できる。
	【デメリット】 ・住民要望や意見への対応について、業者の業務代行により、反映できるか不安がある。 ・図書館そのものの自立性と独立性への担保が確保できるか不安がある。
業者	【メリット】 ・社会的認知度の向上とビジネスマーケットの拡大が期待できる。 ・ノウハウを活かした経営と新たなる蓄積。
	【デメリット】 ・事業収益の見込み減と経営努力が必要。（人件費の確保等） ・競争原理による価格破壊。

（反対理由～これまでの議論を参考にまとめてみた～）

・コストカットが最大の目的でサービスの水準が低下する。

・事業の継続性が確保できない（契約期間の存在）

・職員の身分が不安定になる。

・企業としての採算性に無理がある。（収益や報償がみこめない）

・特定企業への依存の永続化。評価制度が曖昧。

・自治体・行政との意思疎通の衰退。

（賛成理由～導入した図書館の理由をまとめてみた～）

・民間ノウハウを活用したサービスの向上。

・運営コストの削減。

・予算に左右されない流動的な支出。

（現場からの経験、視察対応をしてきた経験からの考察）
・司書の専門性が低下する一つの要因がコストカットにある。
⇒低価格競争、利益確保が現場で働くスタッフの人件費に影響する。
⇒自治体の司書職として採用された職員の次なる配置先。
・人材確保が厳しくなれば、サービスの水準は低下する。

＊指定管理者制度を導入している図書館でよく見受けられるのが、開館時間の延長や休館日の削減である。これらを実現するために人材を多く雇うが、人件費を抑えるため、パートやアルバイトとして低賃金で雇うケースは珍しくない。このような結果、現場でのサービス運営に影響がでて司書の専門性低下や制度そのものの議論につながっていると考えている。

＊これらの問題は、直営図書館であっても同様である。
⇒賛否あるかもしれないが、行政職の異動と業者の切り替えは別問題か？
⇒司書職として採用しても、図書館に永続勤務できない現実もある。
⇒図書館の運営予算は運営形態関係なく厳しい。

＊コストカットが前提となる指定管理者制度導入は反対。図書館の理念やサービス目標（ミッション）、地域社会の価値を高めるための図書館政策、これらを実現するための一つの方法論として指定管理者制度を議論・評価し、導入の可否を判断することが必要と考えている。

1.2　指定管理者制度を検討するための視点と課題

（1）制度上の課題
・図書館政策の決定と運営主体との分離。
・技術や技能の蓄積、人材育成。
・独自の収入源。（民間企業）
・経営力の育成、公益法人改革による生き残り（ＮＰＯ、公社財団）

（2）利用者への課題
・個人情報の懸念
・市民の施設という意識

（3）導入にあたっての留意点（※総務省自治行政局長通知を参考）
・公共性、専門性の確保
・業務水準の維持、確保
・専門職員の確保
・経費の適切な見積もり（インセンティブの確保）
・適切な評価システムの確保　←　重要
・設置目的、図書館像の共有

＊委託導入までのプロセスの確立と、やはり評価制度、“自治体発信の図書館政策”が必要

2.基準や指針から考える図書館サービス

2.1　公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

（１）図書館法の改正を踏まえた規定の整備
・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として、基準の対象に私立図書館を追加
・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供

（２）図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備
・知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
・図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力
・レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実
・児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備

(3) 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

・図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定

・管理を他者に行わせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保

・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等

・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等

(4) その他

・著作権等の権利の保護に関する規定を追加

・危機管理に関する規定を追加

・図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加

2.2「これからの図書館像−地域を支える情報拠点をめざして−（報告）」一部抜粋

2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点

(1) 図書館活動の意義の理解促進

(2) レファレンスサービスの充実と利用促進

(3) 課題解決支援機能の充実

(4) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備

(5) 多様な資料の提供

(6) 児童・青少年サービスの充実

(7) 他の図書館や関係機関との連携・協力

・図書館間の連携・協力

・行政部局、各種団体・機関との連携・協力

(8) 学校との連携・協力

(9) 著作権制度の理解と配慮

＊常に変化していく社会に合わせて、図書館へのニーズも変化している。

＊それらの問題や課題を解決する支援策として様々なサービスが特化されてきている。

重要なことは・・・

1．社会基盤としての図書館

安心・安全で豊かな生活を営むためのリスク軽減や利便性を追求した情報提供を行う仕組みを有する図書館。

2．サービス機関としての図書館

従来の保存機能ほか、教育機能や情報提供機能を有する図書館。

3．社会の場としての図書館

人と人、人と情報（資料）の出会う場。地域密着。

・ビジネス支援サービス：起業支援、就職支援、各種産業支援
・法情報サービス：社会生活のリスク軽減につながるための支援
・医療健康支援サービス：特化した医療関連資料、闘病記文庫
・児童サービス：読書推進事業、本と読書の新たな楽しみ親しみを提供するサービス（青少年サービス、家読、子ども司書、読み聞かせ、ブックスタート）
・電子資料サービス：電子書籍資料の提供
・市民協働：ボランティアとの連携
・学校連携：資料（本）の団体貸出に代表されるサービス
・利用促進、啓発サービス：図書館活用講座、図書館カフェなど
・生涯学習支援サービス：文学講座、各種セミナーなど
・子育てサービス：読み聞かせ、子育て広場等の施設提供
・大学連携：サイエンスカフェ（出前講座）の利用
・多文化サービス、宅配サービス、移動図書館
・・・・・ほかにもいろいろあります。

資料（本、雑誌など）の提供だけにとらわれないサービスが実施されている。

3.潮来市立図書館の紹介

3.1 沿革

・平成18年5月に県内52番目の図書館として開館。
（市政5周年事業。空き校舎を改築）
・開館当初より、一部業務委託を採用。
⇒いわゆる窓口でのサービスを委託スタッフ。
⇒運営の決定、予算管理等は行政職員。
・平成22年4月より指定管理者制度を採用。

3.2 図書館のサービス目標

（サービスの基本原則）
本と人が出会うサービスの４つの広場づくりをめざして

①知識のひろば：「市民に必要とする資料を提供できる」環境づくり。
②情報のひろば：市民と資料の橋渡しをする「レファレンス・サービス
（調べものの支援や相談）の役割。
③文化のひろば：地域（市民）の文化活動を支援したり、文化事業を開催
し、地域文化を育む。
④地域のひろば：市民の憩いの場、くつろぎの場、交流の場。人が集まり、
人と人が交流できる「地域のひろば」のような環境づくり。

（サービス目標／ミッション）
①多様な図書館サービスの充実
- レファレンスサービス
- 多様な利用者層に応じたサービス（特に児童サービス）
- 学習機会の提供
- 市民ニーズに沿った図書館運営（ボランティア参加促進）
- 課題解決支援・情報提供機能の充実
- 電子情報の利用によるハイブリッド図書館の整備

②図書館資料およびネットワークの強化
- 図書館資料の充実
- 学校図書館との連携および支援
- 広域ネットワークの整備

3.3 潮来市立図書館の指定管理者制度

a.業者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
b.委託期間	平成22年～26年（5年間）
c.委託内容	カウンター業務・レファレンス・書架整理、選書、除籍、読書推進事業、施設、システム管理・予算管理・事業、広報計画など
d.組織	図書館スタッフ：16名（平成26年現在） ⇒社員級スタッフ：9名 ⇒パートスタッフ：5名、清掃係：2名
e.サービスの変更	1. 開館時間の変更 一部委託：金曜日のみ13時～19時開館 指定管理：全日　10時～19時開館 2. 休館日の変更 一部委託：毎週月曜日、毎月第３水曜日、年末年始 蔵書点検（10日以内） 指定管理：第３水曜日、年末年始、蔵書点検 3. 新規事業の増加（サービス向上）

f.市窓口（管理）	潮来市生涯学習グループ（潮来市立中央公民館）
g.評価	第三者委員による指定管理業者およびサービスの評価
h.業務管轄	・図書館サービス全般：大新東スタッフ ・施設管理：大新東スタッフ ・予算管理：大新東スタッフ　※最終的な決裁は潮来市。
i.運営	・スタッフと潮来市職員との連絡体系を密にしている。（メール、電話、直接での協議など事業に関するものはすべて） ・通常業務内での連絡のやり取りのほか、月1回（第3水曜日／館内整理日）にミーティングを行う。

【経費】※人件費等除く　　　　**単位（千円）**

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
図書館費		69,186	67,489	57,931	35,848	35,918	35,394	37,560
内訳	施設管理費	53,406	53,803	49,915	27,282	26,080	24,690	20,736
	備品購入費	15,780	13,686	8,016	8,566	9,838	10,704	11,194

【図書購入費】※平成２５年度実績　　　　**単位（千円）**

図書	6,761
視聴覚	1,613
雑誌	2,142
新聞（製本等含む）	678

4. 潮来市立図書館のサービス

サービスの企画立案について

・企画のアイディアは、全スタッフから意見聴取のうえ、責任者間で協議し作成。
・最終的な案は館長がまとめ、市に提案。
　⇒年間事業計画として。
・各アイディアは、先進事例の図書館を参考にする、カレトアウェアネスから情報を探す、過去のイベントのグレードアップ・・・など様々な情報源を参考にする。
・毎年開催している固定の事業に関しては各関係機関と連絡調整して決定。
　⇒おはなし会、読み聞かせ事業、上映会など。

サービスの実施／報告／見直しについて

・サービス、イベントの実施は、基本的には企画発案者を主として、複数名のスタッフが補助につき実施する。
　（実施にともなう準備なども含めて）
　⇒企画担当、事業担当などのような固定の業務は設けていない。
・すべての事業について報告書を作成し、市へ提出する。
　⇒報告書内で都度、評価を書いていただいている。
・サービス事業の見直しについては、スタッフミーティングおよび市担当者と協議。図書館以外の団体、機関と連携して開催した事業については、各担当者間で協議する。
・基本的には、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（処置・改善）サイクルでの業務となる。

(1) ビジネス支援事業

図書館としては、レファレンスの一部として相談支援を行っている。

a. 起業経営無料相談会（毎月第4日曜日開催）

内容：起業を考えている方、経営者の方、ビジネス上で問題を抱えている方へ、会社設立、事業計画、経営戦略などの様々な課題にアドバイスをする。
連携：茨城県中小企業診断士協会、潮来市商工会、潮来市観光商工課
　　　市立図書館

＊商工会企画による資格取得講座など、図書館を会場として開催。
＊平成26年度より、ビジネスセミナーを開催。

b. 就職無料相談会（毎月第4水曜日開催）

内容：就職希望者からの相談受付、事業主からの求人相談、職業適性診断
　　　求人情報閲覧、職業紹介、キャリアカウンセリング
連携：鹿行地区就職支援センター、潮来市観光商工課、図書館
＊関連事業として、今年度より就活スキルアップセミナー（年4回）を開催。

c. 雑誌スポンサー事業

内容：雑誌購入代金を事業主さんに負担してもらう。図書館では、事業者の広告配布やＰＲを行う。雑誌スポンサーの代金は、学校用図書の購入費となる。
連携：潮来市商工会、潮来市観光商工課、図書館、事業者
＊当館のビジネス支援事業は、個人の課題解決のほか、地域振興を基本としている。

(2) 子ども司書講座

本が好きで読書に興味・関心が高い子どもたちを中心に、司書についてのノウハウを習得し、友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝えるリーダーを育成する。

＊平成24年度から実施を開始。第1期生は15名。第2期生は7名。

＊平成26年度は第3期として開講。13名の参加。

＜各回の講座の報告＞

各回の講座終了後に、学習内容や受講の写真を新聞にまとめ、参加および保護者に配布するほか、館内、図書館ホームページで閲覧できるようにする。

＜認定された子ども司書＞

・図書館子どもだより「スマイル」への書評掲載。

・図書館ボランティアとしてイベントに参加

・学校巡回資料の紹介や学校図書室においての積極的な読書普及活動。

・子ども司書によるおすすめ本リストの作成と配布。

	日程	講座内容
第1回	5月25日	開講式、図書館サービスの説明、図書館探検 オリエンテーション（自己紹介、講座の説明）
第2回	6月15日	本の分類、整理、配架、貸出、返却について
第3回	7月20日	本の利用方法（検索やレファレンスについて） 司書体験（窓口サービス）
第4回	8月3日	司書体験（窓口サービス）
第5回	8月17日	司書体験（本の選書、登録）
第6回	9月14日	司書体験（本の装備、修理）
第7回	10月19日	司書体験1（ポップ作成、ディスプレイ）
第8回	11月16日	司書体験2（ポップ作成、ディスプレイ）
第9回	12月21日	読み聞かせ・おはなし会について（選書・実技）
第10回	1月18日	子ども司書によるおはなし会 閉講式、修了式（認定証授与）

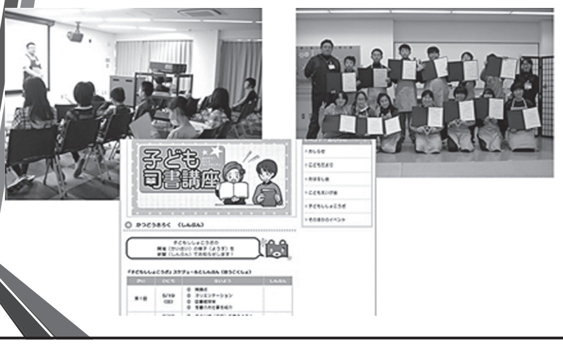

(3) 学校支援事業

読書推進の一環であるとともに、本と人、読書の新たな楽しみ方の提供をする。

a. 学校巡回貸出事業

内容：本を子どもたちが身近に活用できるように様々なジャンルからセットリストを作成し、各学校へ貸出するもの。読書推進計画を促進する目的もある。市立図書館の子どもホームページにてＰＲ。

対象：潮来市内各小中学校（10校）

搬送方法：市立図書館スタッフが巡回搬送。二ヶ月毎に搬送。

連携：教育委員会、市立図書館

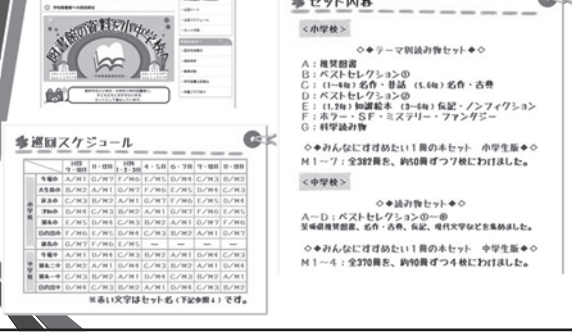

b. 学童クラブ向け事業

内容：夏期、冬期の長期休み期間に、市内各学童クラブに出向き読み聞かせと工作を行う。 団体貸出も行い、事前に指導員へ通知をし申込みを受けている。

c. 読書記録ノートの配布

内容：読書への親しみと興味を育むことを目的とする。市内小学校１、２３学年生を対象に「読書記録ノート」を配布。一定冊数読破した児童には、賞状を授与。

配布方法：各学校へチラシ（引換券付）配布。
ノートを受け取りたい児童のみ後日図書館へ来館する。

ノート：１冊につき、５０冊分の読書記録をつけられる。
おすすめ本（図書館オリジナル選書）を合わせて配布

（小学１年生）
・図書館デビューと位置づけ、読書や本とのふれあいに重点を置く。

（小学２年生）
・「本を読んで茨城を旅しよう！」として、茨城県（市町村）の地図が印刷された台紙に、５冊ごとに１つの市町村を塗りつぶしていく。
・計２５０冊読んだら（読書ノート５冊分）茨城県制覇。

（小学３年生）
・「本を読んで日本を旅しよう！」。台紙は日本地図。５冊ごとに１つの都道府県を塗りつぶしていく。
・計２５０冊読んだら（読書ノート５冊分）日本制覇。

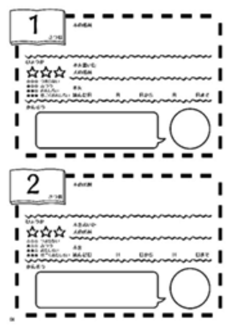

d. その他

・選書の相談、学校図書館整備の相談。
・「図書館利用の手引き（生徒版・教員版）」による図書館サービス案内。
・職場体験や施設見学の積極的な受け入れと指導カリキュラムの提案。

(4) 他機関の出前講座の活用

a. おもしろ理科先生派遣事業（科学実験講座）

内容：様々な科学実験講座を通して、子どもたちの興味関心の向上を図る。講座のほか、本の紹介もある。

連携：茨城県教育庁生涯学習課（鹿行生涯学習センター）

b.茨城県立歴史館出前講座

内容：落款づくり（ハンコ作り）講座の開催。年2回実施。

連携：茨城県立歴史館

c.安全安心くらしのセミナー

内容：悪質商法を中心に事例の紹介と対策を学習する。一般向け。

連携：茨城県消費生活センター

(5) 鹿島アントラーズコーナー

・平成22年5月に鹿島アントラーズコーナーを設置。

・ホームページに資料紹介やチーム情報（ニュース）が閲覧できるコンテンツを公開。

⇒郷土資料の一部。本棚に埋もれてしまうのはもったいない。

⇒立派な観光資源、市民の関心も高い。

⇒地域振興の一環としてコーナー展開した。

(6) 図書館海援隊サッカー部

平成22年1月、有志の図書館が「図書館海援隊」を結成し、ハローワーク等関係部局と連携した貧困・困窮者支援をはじめ具体的な地域の課題解決に資する取組をより本格的に開始。その後、他の図書館からも参加希望が寄せられ、それに伴って、医療・健康、福祉、法務等に関する役立つ支援・情報の提供やJリーグと連携した取組など、分野も拡大。

・2010年5月：「Ｊリーグと図書館の連携研究会」を発足

・各地の連携や取組みを調べ、文部科学省、Ｊリーグの協力を得て、『図書館からスタジアムへ行こう！！スタジアムから図書館へ行こう！！全国同時キャンペーン』を実施する。

・ビジネスライブラリアン講習会（ビジネス支援図書館推進協議会）の修了生やそのネットワークにより、参加メンバーおよび連携をはじめる図書館が増えた。

・全国キャンペーンには、Ｊリーグチーム（16）と図書館（72館）が参加し、各地で事業を展開した。

(サッカー部現在)

・図書館と連携をしているＪリーグチームは33チーム（全40チーム）

・読書推進（選手おすすめの本、スタジアム内でのおはなし会イベント）

・facebookやtwitterでの情報発信。図書館総合展や全国ホームタウンサミットでの図書館の事例発表、クラブ関係者への広報活動。

・サッカーだけにとらわれない、様々なスポーツチームとの連携。

・連携している図書館同士の交流（観光資源を活かした交換展示／温泉ダービー）

・図書館員、図書館との新たなつながり（ネットワークの構築）

＊地域振興・地域活性化へとつながる事業へと発展している。

(6) WEBサービス

a. 雑誌新着記事速報

内容：図書館で所蔵する雑誌の最新号について、記事内容を確認できる。JavaScriptとGoogle AJAX Feed APIを使用。データは国立国会図書館の雑誌記事索引RSSと株式会社富士山マガジンサービスの目次新着情報「fujisan RSS」を利用。（許諾必要）

＊code4libJapanの講座として潮来市立図書館にて開催。

＊プログラムの詳細およびAPIを利用したサービスの展開は、下記資料を参考。

・「新着雑誌記事速報から始めてみよう」（ＪＬＡ図書館実践シリーズ）
牧野雄二、川嶋斉　著／日本図書館協会／2012年
978-4-8204-1219-9

b. 茨城県・潮来市のニュース速報

内容：APIプログラムを利用し、茨城県と潮来市をキーワードにしてネットニュースの速報および記事を表示するもの。

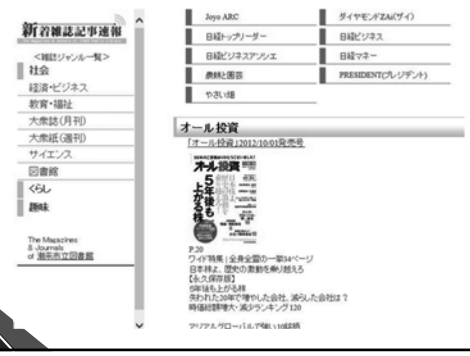

(7) 企画事業

a. ミステリーバッグ

内容：本の福袋という意味で世代ごとに図書館員おすすめの本を詰めたバッグを用意し貸出をする。年４回開催。

b. おはなし博士検定

内容：子どもに親しみやすいクイズ形式で本に触れあってもらい読書推進を図る。幼児～小学校低学年向けに絵本からの問題８問、小学校中・高学年向けに読み物・調べ物に関する問題を８問設定。正解数によりメダル授与。

c.ＹＡ朝のブックガイドコーナー

内容：読書推進向上にむけたサービス。特に中学生・高校生をターゲットに設定。小説以外に、教養書や実用書も多ジャンルで選書

d.ＰＯＰ（ポップ）コンテスト

内容：中高生にオススメの本をPOP形式で紹介。中高生同士または大人から本の紹介を行うことによって、中高生世代に「自分の知らない新しい本との出会い」や「新たな読書体験」をしていただく。

e.文学講座

内容：作家やタレントによる絵本ライブを開催。平成25年度は今井ゆうぞうさん。

5.これまでのサービスを振り返って

・図書館員、図書館同士のつながりが大きな力になっている。
・外部機関との連携が不可欠なことが多い。
　＊様々な機関と連携をすることで、図書館に対する理解も深まる。
　＊連携することで得られる知識や経験が新たな事業への糧にもなる。
・個々の能力よりも組織として協調することの重要性を認識。
・積極的にアピールしていくことで、結果として地域を巻き込んでいく。
　＊地域からの歩み寄り（ニーズ）が増える

これまでのサービスには、指定管理者制度を導入したから実現できたというものがない。しかし、無理に追求しても意味がない。何のための図書館か？誰のための図書館か？理念や目標を明確にし、提供していくことが重要であるし、「場」としての図書館の価値を高めていくことが重要になる。

御清聴ありがとうございました。

質問などありましたら、下記までお問い合わせください。

潮来市立図書館（館長　船見 康之）
〒311-2436　茨城県潮来市牛堀２８９
TEL：0299−80−3311　FAX：0299−64−5880
メール：lib@itako.ed.jp